

# 建築同意に関してよくある補正 チェックリスト

小樽市消防本部予防課

| 項目別    | ☑                        | 確認事項                                                                                                                                                                   |
|--------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般事項   | <input type="checkbox"/> | 消防に提出する確認申請書（消防用）は、正本及び副本と同様のものを提出してください。                                                                                                                              |
|        | <input type="checkbox"/> | 申請建物の従業員数を平面図等に記載してください。                                                                                                                                               |
|        | <input type="checkbox"/> | 防災規制を受ける防火対象物を申請する場合は、仕様書等に防災対象物品は、防災物品を使用する旨を記載してください。                                                                                                                |
| 無窓階判定  | <input type="checkbox"/> | 無窓階判定に必要な建具表を添付してください。建具表を作成しない場合は、無窓階判定が行えるよう必要な情報を平面図等に記載してください。                                                                                                     |
|        | <input type="checkbox"/> | ガラスにフィルム（防犯、サイン等）を貼る場合は、フィルムの素材及び厚みを記載してください。                                                                                                                          |
|        | <input type="checkbox"/> | 配置図等に総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部が、道又は道に通する幅員 1 m以上の通路その他の空地に面したものがわかるよう記載してください。                                                                                          |
| 消防用設備等 | <input type="checkbox"/> | 設置する各消防用設備等の凡例、型式、等級等を詳細に記載してください。                                                                                                                                     |
|        | <input type="checkbox"/> | 包含切れがないか確認するため、可能な限り包含円を記載してください。                                                                                                                                      |
|        | <input type="checkbox"/> | 屋内消火栓設備の設置を消防法施行令第 1 1 条第 2 項により免除する場合は、建築物の構造及び内装制限の有無を記載してください。                                                                                                      |
|        | <input type="checkbox"/> | 水平投影面積が内法寸法で 1 m <sup>2</sup> 以上の押入、物入、パイプシャフト等には、自動火災報知設備の感知器の設置が必要です。                                                                                                |
|        | <input type="checkbox"/> | 消防機関へ常時通報することができる電話を設置することにより、消防機関へ通報する火災報知設備を免除する場合は、その旨を図面等に記載してください。                                                                                                |
|        | <input type="checkbox"/> | 避難器具を設置する場合は、使用する避難器具の種類、開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地等を図面等に記載してください。                                                                                                         |
| 火災予防条例 | <input type="checkbox"/> | パイプシャフト等にガス配管と電気設備を併設してはなりません（ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合はこの限りではありません。）。パイプシャフト内にガス配管と電気設備を併設しない旨を平面図等に記載してください。なお、ガス配管と電気設備を併設する場合は、安全措置を講じる旨を平面図等に記載してください。            |
|        | <input type="checkbox"/> | 厨房設備に附属する排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないことを図面等に記載してください。<br>また、油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、グリス除去装置の設置について図面等に記載してください。                                            |
|        | <input type="checkbox"/> | ボイラー又は給湯湯沸設備を設置する場合は、設置する機器の仕様書等を添付してください。設置する機器が未定で仕様書等の添付が困難な場合は、設置機器が決まり次第、消防機関と協議する旨を図面等に記載してください。                                                                 |
|        | <input type="checkbox"/> | 変電設備を設置する場合は、全出力数（k w）を記載するとともに、キュービクル式のものにあっては、種別（認定、推奨又は一般）及び建築物との離隔距離を記載してください。                                                                                     |
|        | <input type="checkbox"/> | 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵及び取扱う場合は、条例に掲げる技術上の基準に従い設置するほか、少量危険物貯蔵取扱（変更・廃止）届出書の提出が必要ですので、その旨を図面等に記載してください。                                                             |
|        | <input type="checkbox"/> | 消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸は、避難方向に対して原則、外開きとしてください。ただし、劇場等以外の用途で防火上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができます。                                                            |
|        | <input type="checkbox"/> | 前述の避難口の戸には、施錠装置を設けてはなりません。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能（電気錠、パニックオープン等）を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造（サムターン錠（脱着式を除く。）、スライド錠等）であるものはこの限りではありません。施錠装置を設ける場合は、錠の種類を建具表等に記載してください。 |
|        | <input type="checkbox"/> | 百貨店、旅館、ホテル、宿泊所及び病院にあっては、売場、客室、廊下、待合等の見やすい箇所に避難経路図を掲出する旨を記載してください。※避難経路図の材料は、木板、金属又は難燃合成樹脂板とし、避難通路、設置する消防用設備等（消火器及び屋内消火栓設備）、避難施設、現在地、その他必要な事項を記載してください。                 |
|        | <input type="checkbox"/> | 火を使用する設備等（条例第 6 4 条各号に掲げるもの）を設置する場合は、設置届出書の提出及び消火器の設置が必要ですのでその旨を図面等に記載してください。                                                                                          |